

誓約書

株式会社 Caprice が運営する All Time Fitness Club FULL B（以下、当館という）と

_____（以下、当事者という）との未成年者における当館の会

員契約において以下の約束をもって会員契約を締結することとする。

■遵守しなければならない事項

岐阜県青少年育成条例では未成年者は午後 10 時から午前 5 時までの外出を禁止しています。未成年者とは 20 歳に満たない者をいうと判断されています。

当事者に遵守していただく事項

1 午後 10 時から午前 5 時までの入館禁止

2 当館の利用規約、会員規約の遵守

上記内容に違反した場合は、どんな諸事情があったとしても当館を退会していただきます。

上記の当事者はもちろん保護者である _____ は承諾して当事

者に遵守させることを誓約致します。

年 月 日

保護者 住所 _____

氏名 _____

施設（運営主体）

〒501-6257 岐阜県羽島市竹鼻町狐穴 1196 番地
株式会社 Caprice（All Time Fitness Club FULL B）